

都市行政の最近の動向

都市計画法の改正とまちづくり総合支援事業の創設

建設省都市局都市計画課 建設専門官 高橋 忍

1. 都市計画法の改正（平成12年3月14日閣議決定）

現行都市計画法の制定後30年を経過し、都市への人口集中の沈静化、モータリゼーションの進展等、都市の生活と都市的活動をめぐる社会経済環境は大きく変化しており、急速な都市化の時代を経て、安定・成熟した都市型社会の時代を迎えている。

このようななか、都市計画中央審議会では、「今後の都市政策は、いかにあるべきか」について、昨年より審議が行われてきたところであり、先般平成12年2月8日にその審議の結果を「経済社会の変化を踏まえた新たな都市計画制度のあり方について」として答申したところである。

今回の都市計画法の改正は、本都市計画中央審議会答申をうけて、地域の実情に応じたまちづくりを促進するため、現行の都市計画制度を全般にわたって見直し、新たな時代に即応した都市計画制度として、次のような大幅な見直しを行うとするものである。

1. 都市計画に関するマスタープランの充実、線引き制度及び開発許可制度の見直し
2. 良好な環境の確保のための制度の充実
3. 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入
4. 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入
5. 都市計画の決定システムの合理化

今回の法改正事項において、河川の計画、整備について関連の高い、(1)都市計画に関するマスタープランの創設、(2)都市施設の立体的な都市計画決定について紹介することとする。

(1) 都市計画に関するマスタープランの創設

目指すべき都市像をあらかじめ都市計画マスタープランとして明示することにより、都市づくりに対する合意形成の促進と分かりやすい都市計画体系を実現することが必要であることから、全ての都市計画区域毎に「都市計画の整備、開発及び保全の方針」を都市計画として定めることとしている。

現行制度においては、線引き都市計画区域に限っての整備、開発又は保全の方針と、市町村単位の市町村マスタープランがあるが、全ての都市計画区域について目指すべき都市像を明確に規定するものではないことから、今回新たに法制化を図るものである。

「都市計画の整備、開発及び保全の方針」には
都市計画の目標

区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の
決定の有無及びその方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業
に関する主要な都市計画の決定の方針

を定めることとしており、都市施設等具体的方針等については、都市計画マスタープランに即して定められることとなる。

都市施設である主要な河川の計画、整備の方針等については、都市計画マスタープランのなかで住民との合意形成等を図りながら決定されることとなる。

(2) 都市施設の立体的な都市計画決定

現行制度においては、都市施設の整備・管理を担保する観点から、都市施設の区域の天井天下にわたって法53条による建築物の建築制限が及び、都市計画に適合している建築物等に限って建築の許可を行っているところである。

しかしながら、都市部や交通結節点等においては、都市施設と他の建築物等を複合的に利用することが適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要な場合もあることから、このような場合には、都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定め、都市施設の整備に支障がない建築物について、建築制限を適用除外とすること等により、建築物の自由度を高めようとするものである。

河川法では、平成7年改正により河川立体区域の指定が可能となっており、今回の都市計画法が改正されることにより、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要がある場合には、他の建築物等との複合利用が促進されるものと期待されている。

制度の概要

(1) 都市計画事項の追加

「都市施設を整備する立体的な範囲」の決定

適正かつ合理的な土地利用を図るため必要がある場合においては、「都市施設を整備する立体的な範囲」を都市計画に定めることができる。

「離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度」の決定

地下に「都市施設を整備する立体的な範囲」を定める場合には、併せて当該立体的な範囲からの「離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度」を定めることができる。

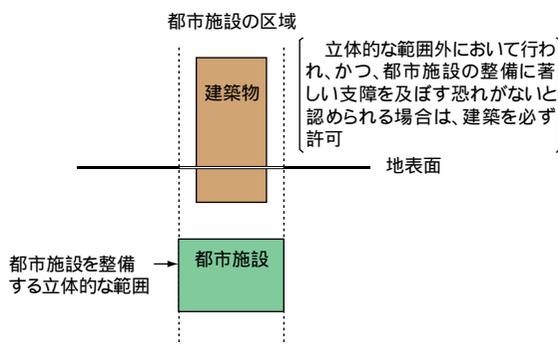
(2) 建築制限の特例（法53条、法54条）

「都市施設を整備する立体的な範囲」を定めた場合、都市計画施設の区域内の建築制限の適用については以下の通りとする。

「離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度」が定められている場合には、当該制限に適合する建築物については、法53条建築の許可を不要とする。

「都市施設を整備する立体的な範囲」が地上の空間に定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、建築を許可をしなければならないこととする。

「都市施設を整備する立体的な範囲」を定められているが、「離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度」が定められていない場合



2. まちづくり総合支援事業の創設

(1) 制度創設の趣旨

個性あふれるまちづくりを進めるためには、地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を強力に推進する必要がある。このため、地域の自由な発想にたって、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して積極的に問題の解決に取り組む制度として平成12年度に「まちづくり総合支援事業」が創設された。

本事業は、まちづくりに必要な事業をパッケージで一括助成する補助制度であり、事業執行に当たって市町村の裁量性を大幅に拡大するとともに、ハード事業（道路・街路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業等）から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、多彩なメニューで支援を行う制度である。

(2) 制度概要

まちづくり総合支援事業は、「まちづくり総合整備事業」と「まちづくり事業調査」から構成される。それぞれの概要は以下のとおりである。

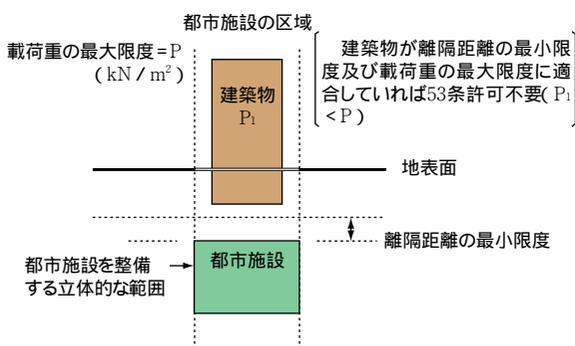
まちづくり総合整備事業

1) 一括採択、一括交付

地域の抱える課題の解決のために効果的に組み合わせられた複数の市町村事業（市町村からの間接補助を含む。）について、市町村が地区単位で策定する「まちづくり事業計画」に基づき一括採択す

適用イメージ

地下に「都市施設を整備する立体的な範囲」を定め、併せて、「離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度」が定められた場合



る。補助金の交付は年度毎に一括して行う。

地域の抱える課題の例

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 防災上、環境上問題のある市街地の改善
- ・ 都市における水・緑・文化・歴史空間の整備

2) 多彩な補助メニュー

道路整備、面整備等のハード事業から、街に魅力と潤いをもたらすソフト事業までを含めた多彩なメニューで支援を行う。

まちづくり総合整備事業の補助メニュー

調査：特定事業調査（まちづくり活動支援等）

施設：道路、都市公園、下水道、河川、駐車場、駐車場有効利用システム、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設

面整備：土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、地区再開発事業

3) 使いやすい補助制度

補助金の交付は地区単位で一括して行うため、年度途中において、地区内での異なる事業間の額の移動が可能である。例えば、同一地区内の市街地再開発事業から河川事業への変更が可能となる。

また、軽微な変更の範囲が拡大され、まちづくり事業計画の範囲内であれば、変更交付申請を行うことなく、変更が可能である。内示及び交付決定は国費のみで行い、補助率の異なる事業間の額の移動も可能となる。

4) 補助率

個々の事業ごとに、従来事業の補助率が適用される。

まちづくり事業調査

まちづくりの課題を抱えており総合的なまちづくりが必要な地区のうち、まちづくり総合支援事業による事業実施に向けての調査段階にある地区については、まちづくり事業調査として事業計画策定等に対する補助が可能である。

調査地区の補助率は1/3である。

(3) まちづくり総合支援事業による河川整備

本事業の補助パッケージに含まれる河川事業は、都

市河川事業の採択基準のうち、次のいずれかに適合する事業である。

- ・ 河川環境整備事業
- ・ 河川再生事業
- ・ 都市基盤河川改修事業
- ・ 流域貯留浸透事業
- ・ 準用河川改修事業

本事業を活用することにより、例えば河川とその周辺の街路や修景施設の一体的整備が可能となり、河川を活かした潤いのあるまちづくりが期待される。

(4) 予算額

本事業の予算額は以下のとおりである。

	12年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
まちづくり総合支援事業	81,000	35,000				

(注) 建設省全体額を一括計上(道路整備特別会計を含む)。事業費は要望等からの推計額である。

